

#### R4. 9. 14 教育委員会会議資料（政策局）

##### 西宮市幼児教育・保育のあり方（中間報告）について

別紙のとおり、令和4年9月13日の市議会教育こども常任委員会へ説明したことを報告します。

西宮市幼児教育・保育のあり方  
(中間報告) について

## 1. はじめに

- 西宮市の幼児教育・保育を取り巻く環境の変化への対応や課題解決に向けて、今後の方向性を検討していく出発点として、令和4年3月に『「西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性について』を取りまとめた（別冊資料参照）。
- 『「西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性について』では、本市の現状・課題を踏まえ、今後取り組むべき項目を以下3点に整理し、令和4年度以降に具体的な目標や実施計画に関する検討を進めていくこととした。
  - (1) 質の高い教育・保育の実現に向けた仕組みづくり
  - (2) 多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくり
  - (3) 社会全体として中長期的に維持できる仕組みづくり
- 令和4年度以降の検討状況などについて、次のとおり報告する。

## 2. 検討にあたっての基本的な考え方

- 全ての子どもがより良い環境で育つよう公立、私立の幼稚園や保育所などで、大切にしたい共通の思いを令和4年3月に「西宮市幼児教育・保育ビジョン」（以下「ビジョン」という。）にまとめ、西宮市の全ての施設で質の高い「**子ども中心の幼児教育・保育<sup>1</sup>**」をめざすこととした。
- 検討にあたっては、ビジョンの実現に向けて、個々の幼稚園や保育所での取組みに加え、それぞれの園が相互に、また専門機関や行政などとも連携しながら、**市全体としての中長期的に持続可能な仕組み<sup>2</sup>**について検討していくこととする。

---

<sup>1</sup>（参考）『西宮市幼児教育・保育ビジョン』の「はじめに」からの引用：

「このビジョンをもとに、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設種別や公立・私立などの設置主体にかかわらず、西宮市のすべての施設で「子ども中心の幼児教育・保育」が行われるよう、取り組んでまいります。」

<sup>2</sup>（参考）『「西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性について』の「4 今後の検討について」からの引用：

「今後の西宮市幼児教育・保育のあり方」の検討にあたって、公立園だけでなく、私立園も含め、中長期的な仕組みの持続可能性にも十分留意しながら、全市的な幼児教育・保育のあり方を検討していく必要がある。（中略）そのためには、それぞれの施設（園）が、単独でこれらの取組を行うよりも、園同士、さらには専門機関や行政などと連携していくことで、園の運営にも一層資するとともに、「子ども中心」の、より良い幼児教育・保育につながるよう努めていく必要がある。」

### 3. 「3つの仕組み」の実現に向けた現状整理

#### (1) 質の高い幼児教育・保育の実現に向けた仕組みづくり

○市内の公立、私立の幼稚園、保育所、認定こども園では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を行うとともに、それぞれの理念・方針や特色を大切にしながら、就学前の子どもの豊かな育ちを支援してきている。

○これまでの取組を継承しつつ、市全体で「質の高い幼児教育・保育」を実現するためには、市内の保育者が幼児教育・保育についてビジョンの理念・目標を共有していくことが非常に大切であり、そのための仕組みづくりが必要である。

#### ①研修体系の共通化が必要

○「質の高い幼児教育・保育」を実現するうえで、保育者が学び続け、成長していける環境を整備する必要がある。

○公立、私立の幼稚園、保育所など、それぞれで研修を実施しているが、小学校への円滑な接続に向けた、幼・保・認・小「つながり」事業を除き、統一的な研修の取組がない。

○市全体として「子ども中心の幼児教育・保育」を推進していくにあたっては、施設種別・設置主体にかかわらず、全ての保育者がキャリアに応じ適切な研修を受講できる機会を提供する必要がある。

図表1 研修の実施主体と対象

| 実施主体 \ 対象                | 公立幼 | 私立幼<br>幼認 | 公立保 | 私立保<br>幼保認 | 地域型 | 認可外 | 小学校<br>(接続) |
|--------------------------|-----|-----------|-----|------------|-----|-----|-------------|
| 西宮市（子育て総合センター）           | ○   | ○         | ○   | ○          | ○   | ○   | ○           |
| 西宮市教育委員会（教育研修課）          | ○   |           |     |            |     |     |             |
| 西宮市（保育所事業課）              |     |           | ○   | ○          | ○   |     |             |
| 西宮市私立保育協会<br>（キャリアアップ研修） |     |           | ○   | ○          | ○   |     |             |
| 西宮市私立幼稚園連合会              |     | ○         |     |            |     |     |             |

#### ②学びを深めていく機会が必要

○保育者が学び続け、成長していくためには、研修を充実するだけでなく、研修での学びを実践的にいかしていけるよう、保育者同士の交流や、意見やノウハウの交換などを通して、相互的に学びを深める機会を作ることが大切である。

○しかしながら、現在は公立、私立の幼稚園、保育所などが交流する機会は限られてお

り、交流の頻度についても地域によって濃淡がある。

- 公開保育などにより、各園の保育内容に触れ、意見交換することで保育者相互に高め合える環境を整備していく必要がある。

### ③幼児教育・保育の一体的提供の推進

- 平成27年開始の子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児教育・保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図ることとされている。
- 本市でも、私立園から認定こども園への移行を進めるための、相談支援や施設整備費補助など各種支援策を講じているところである。
- このような取組が、本市の幼児教育・保育の発展につながるよう、認定こども園についての取組をさらに充実させるとともに、市としても研究していく必要がある。

## (2) 多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくり

- 本市ではこれまで、公立、私立の幼稚園、保育所、認定こども園における多様な幼児教育・保育を支援するため、こども未来センターのアウトリーチ事業、あゆみ面接・審査会（公立、私立の保育所など）や就園相談（公立幼稚園）を通じて、支援方法などの助言を行うほか、職員の加配などの支援体制を講じてきたところである。
- また、少子化など社会環境が大きく変わる中、幼児教育・保育を担う各園は多様な機能を担うことが求められている。幼児教育・保育の質を担保しつつ、多機能化を図り、将来にわたって持続可能な幼児教育・保育の制度設計が求められている。

### ①発達にあわせた支援のための共通の仕組みが必要

- 集団保育の中できめ細かな支援を必要とする子どもが増加する中、今後は、多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくりが必要である。
- しかしながら、入園にあたっての手続き・支援体制は統一されていない。公立、私立の保育所など（主に2号・3号認定）については、入所申込み時の専門職による面談や「あゆみ面接」が、公立幼稚園（主に1号認定）については就園相談が行われているが、私立幼稚園など（主に1号認定）についてはそのような仕組みは存在しない。
- それぞれの発達特性に応じた支援が求められる中、今後は私立幼稚園も含め、全ての園と子どもに対し、必要な支援を提供できる仕組みが必要である。

### ②支援の担い手の確保が必要

- 幼児教育・保育の現場では、複雑・多様化する支援ニーズに対する担い手が不足しており、その確保が喫緊の課題となっている。

○各園では、障害のある子どもへの支援のほか、家庭への支援が必要な事例、国籍・文化の違いなどを踏まえた幅広い配慮が必要な事例なども生じている。

○複雑・多様化する支援ニーズに対する現場の担い手の確保に向け、各園で柔軟かつきめ細かな対応ができる職員配置について研究していく必要がある。

### ③セーフティネット機能の確保が必要

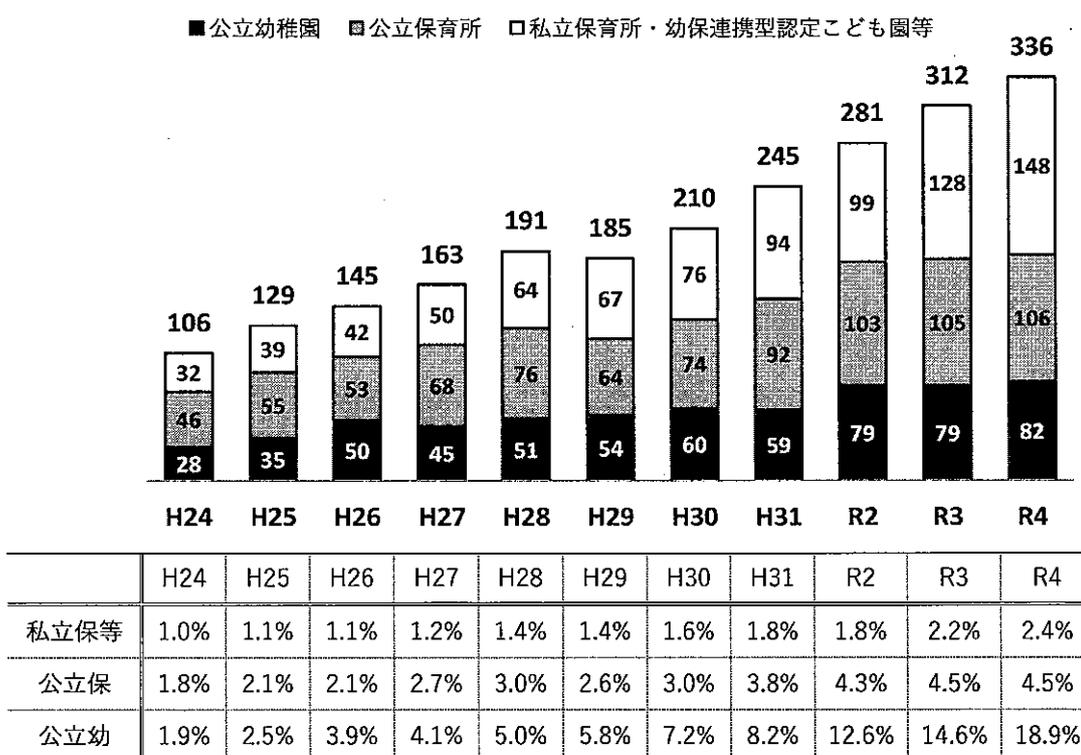
○支援が必要な子どもや家庭へきめ細かに対応していくには、関係機関との連携体制、専門知識の蓄積などが欠かせない。

○市内の公立、私立の幼稚園、保育所などでは、図表2に示すとおり、支援を必要とする子どもの数が増加しているとともに、公立園における園児数に占める割合も高くなってきている。

○支援の実施に向け、全ての園で取組を強化していくとともに、その実効性を担保するために公立園がセーフティネット機能を維持していく必要がある。

さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、医療的ケア児への支援など、新たな支援ニーズへの対応も視野に、セーフティネット機能のあり方についても考えていく必要がある。

図表2 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園利用者のうち特別な支援を要する子ども数の推移と園児数に占める割合



※「私立保等」は、私立保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業の2号認定、3号認定の合計です。

※私立幼稚園、幼稚園型認定こども園の1号認定については統計が存在しないため、上記のグラフ・表には含まれていません。

### (3) 社会全体として中長期的に維持できる仕組みづくり

○本市では図表3に示した通り、就学前児童数は急速に減少する一方、就学前児童数の地域差は大きくなっている（P6 図表4 参照）。また、特別な支援を要する児童数は増加するとともに（P4 図表2 参照）、支援ニーズの多様化が進んでいる。この傾向は将来も続いていくと見込まれる。

○「子ども中心の幼児教育・保育」を社会全体として中長期的に維持していくためには、現在の公立幼稚園、公立保育所の適正配置や規模を検討するとともに、公立、私立の幼稚園、保育所などの運営や取組をサポートするための仕組みづくりが必要である。

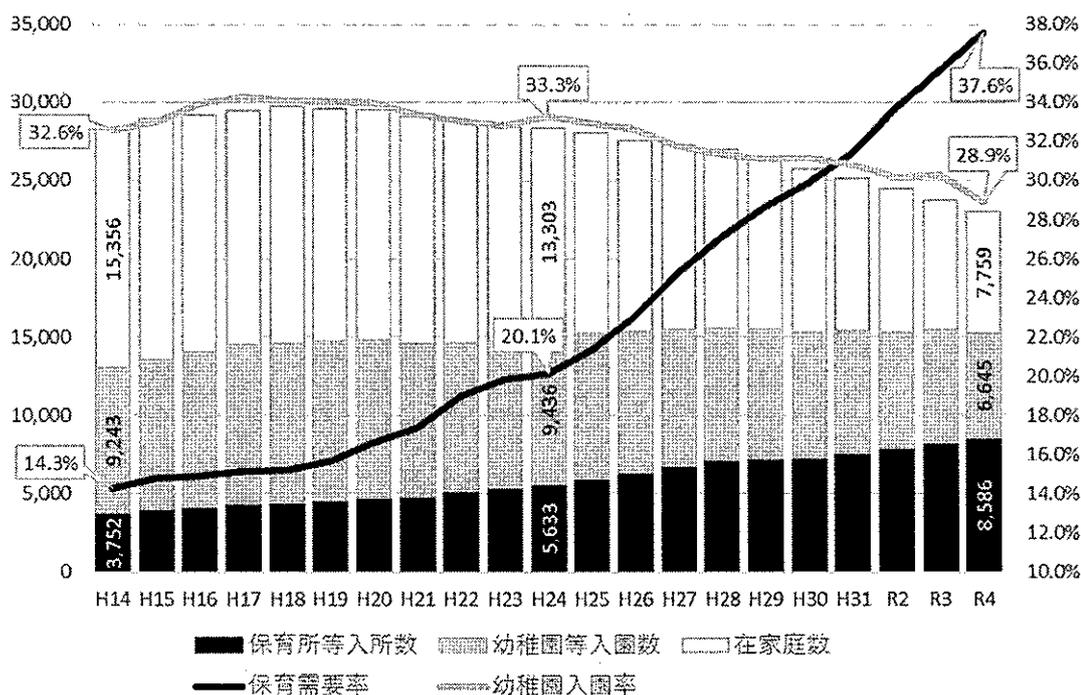
#### ① 少子化を見据えた公立園の適正配置の検討が必要

○保育ニーズは上昇し続けていることから、引き続き、私立園の協力のもと、待機児童対策に取り組んでいく必要がある。

○幼稚園では園児数が減少しており、とりわけ公立幼稚園では地域差はあるものの一定の集団活動が行える規模の維持が難しくなっている。

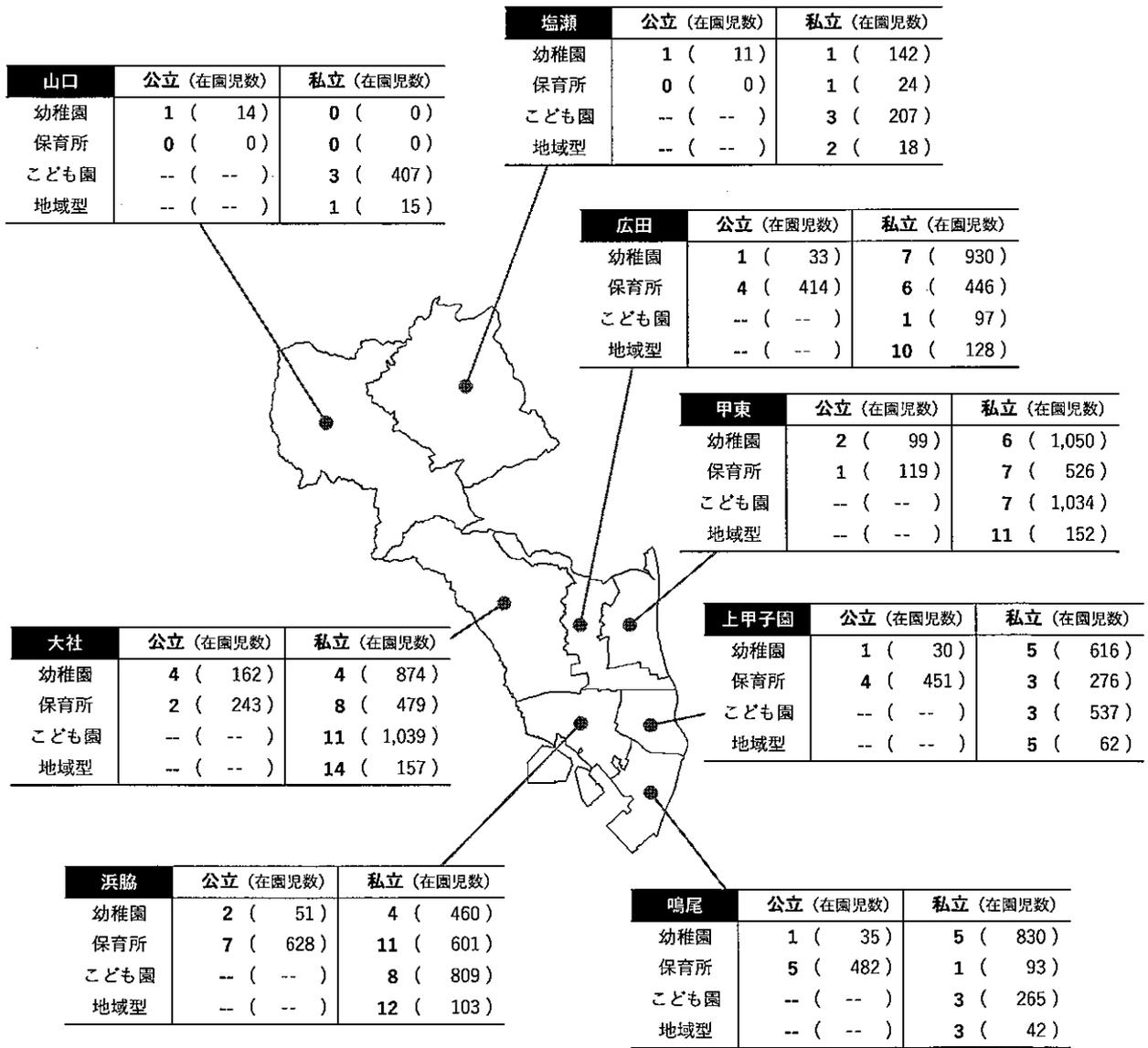
また、保育需要率は継続的に増加してきているが、近い将来保育需要もピークを迎え、いずれ保育所についても供給過剰に転じていくと考えられる。

図表3 就学前児童の状況（利用区分毎の人数、保育需要率、幼稚園入園率）



○公立幼稚園、公立保育所ともに現状の規模や内容を維持することが困難となる中、子ども同士が関わりを深め、一人ひとりが発達に沿った必要な経験が得られる環境を整えていくとともに、保育需要のピークアウト後のあり方を計画する必要がある。その際、公立園に求められているセーフティネット機能などの役割については、今後果たしていく必要がある。

図表4 地域ごとの幼児教育・保育施設の設置状況



| 合計   | 公立 (在園児数)    | 私立 (在園児数)    |
|------|--------------|--------------|
| 幼稚園  | 13 ( 435 )   | 32 ( 4,902 ) |
| 保育所  | 23 ( 2,337 ) | 37 ( 2,445 ) |
| こども園 | -- ( -- )    | 39 ( 4,395 ) |
| 地域型  | -- ( -- )    | 58 ( 677 )   |

※この概況図は、西宮市幼児期の教育・保育審議会（平成22～25年）答申に基づく中ブロックごとに各地域の状況を掲載しています。

## ②公私幼保をサポートする仕組みと専門機関のさらなる充実が必要

- 公立、私立の幼稚園や保育所などが、共に「子ども中心の幼児教育・保育」を発展させていくためには、それを制度的に支える仕組みが不可欠である。
- 今後更に、幼児教育・保育の研究と情報提供、公私幼保の一体的な研修体系の整備、あゆみ保育・特別支援教育の施設支援、小学校への接続期の支援などの必要性が増加するものと考えられる。
- 各園と連携する、子育て支援機能（子育て総合センター）、障害児支援機能（こども未来センター）、子ども・家庭支援機能（子ども家庭総合支援拠点）などの専門機関においては、支援体制の充実を図る必要がある。

## ③市の経営資源（人材・財源）の効果的な配分・活用が必要

- 国では、令和5年4月にこども家庭庁が設置され、「就学前のこどもの育ちに関する指針」や「学童期におけるこどもの居場所づくりに関する指針」が順次示されていく予定であり、より一層、教育・こども施策への人材・財源の配分が必要となっていく。
- 就学前児童のうち、約3割（0～2歳児については約6割）が幼稚園や保育所などを利用していない（在家庭等）。そのため、幼稚園や保育所だけでなく、在家庭等への支援に対しても人材・財源を投入していく必要がある。
- 公立園は運営コスト面や施設マネジメント面などから、施設の最適化や総量縮減、維持管理費の適正化を図り、経営資源の効果的な配分・活用を検討していく必要がある。

#### 4. 具体的な検討状況

- (1) 質の高い幼児教育・保育の実現に向けた仕組みづくり
- (2) 多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくり

##### ◆保育者に対する研修・交流の充実

- 市全体として「子ども中心の幼児教育・保育」を推進するためには、施設種別・設置主体にかかわらず、全ての保育者がキャリアに応じた適切な研修や専門的な研修を受講する機会をつくり、積極的に支援していく仕組みを整えていく必要がある。
- また、知識を身に付けることに加え、同じ目標をもつ他の保育者との交流を通して、経験やノウハウを共有し、学びを深めていく機会をつくることも大切である。ビジョンの策定時に実施した「保育者ワークショップ」のような取組を、今後も関係団体と連携しながら、より充実させていくべきである。

##### ◆「幼児教育・保育」全体を支える仕組みづくり

- 幼児教育・保育に関する研修・研究や就学前の教育から小学校教育への円滑な接続に向けた連携などについては、子育て総合センターを中心に各園の取組を支援してきたが、市全体として「子ども中心の幼児教育・保育」を推進するためにも、より一層、各園の取組や質の向上に寄与する施策を展開していく必要がある。
- その観点から、以下の機能を有する幼児教育・保育センターの設置について、子育て総合センターの強化も含め、検討する。

|                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 幼児教育・保育の研究と情報提供    | 市内各園の一体的な研修体系の整備と機会の提供 |
| 小学校との円滑な接続に向けた連携推進 | 専門職による巡回支援             |
| 障害児保育・特別支援教育のサポート  | 幼児教育・保育アドバイザーの配置と派遣    |

- また、各園における幼児教育・保育ビジョンの推進に向けた支援のあり方についても、検討を進めていく。

### (3) 社会全体として中長期的に維持できる仕組みづくり

#### ◆公立幼稚園、公立保育所の再編

- 現在、市内には合計 36 園の公立園（幼稚園 13 園、保育所 23 園）が存在するが、公立幼稚園における園児数の減少や、公立保育所において近く予測されている保育需要のピークアウトなどの運営面の課題に加え、維持コストや施設マネジメントなどの面でも、公立園は非常に厳しい状況に置かれている。
- その一方で、公立園は地域における幼児教育・保育だけでなく、子育て支援やセーフティネットなどの多くの機能を担う事が強く期待されている。
- 限られた経営資源（人材・財源）を有効活用しながら、この役割を担うためには運営形態・内容などを含めた今後の公立園のあり方について、抜本的な見直しを行っていく必要がある。
- そのような観点から、公立園が子どもの育ちにふさわしい集団規模を維持しつつ、さらに地域において求められるさまざまな役割を果たしていくうえで、幼稚園と保育所を一体化した認定こども園の設置を視野に入れ、検討を進めていく。
- なお、民間移管の対象としている 3 保育所（朝日愛児館・今津文協保育所・鳴尾北保育所）は民間移管を引き続き進める。
- また、就学前児童数の減少、保育需要の推移、施設の耐用年数等を踏まえ、私立園を含む総量としての適正配置や公立施設として果たすべき役割などの観点から、その在り方について検討を進める。
- 将来的な公立園の配置については、西宮市幼児期の教育・保育審議会答申に基づくブロックを用いて検討を進めていくこととする（P6 図表 4 参照）。

## 5. さいごに

- 全市的に「子ども中心の幼児教育・保育」を実現するためには、将来の西宮市における幼児教育・保育のあり方、さらには公立園のあり方、市内の公私施設のサポート、各種支援ニーズへの対応などを総合的に検討し、市の有する経営資源（人材・財源）を前向きに振り向け、効果的に活用していく必要がある。
- 今後の検討にあたっては、庁内関係局内での検討、学識経験者や幼児教育・保育関係者とのヒアリングや協議をこれからも重ね、市の考え方をとりまとめる。

### 【スケジュール】

- 令和4年3月 「西宮市幼児教育・保育のあり方」検討の方向性
  - 令和4年5月～ 関係団体・学識経験者ヒアリング
  - 令和4年9月 西宮市幼児教育・保育のあり方（中間報告）
  - 令和5年3月 西宮市幼児教育・保育のあり方
-

「今後の西宮市幼児教育・保育のあり方」

検討の方向性

令和3年12月

西宮市

## 目次

|     |                  |    |
|-----|------------------|----|
| 1   | 検討のねらい           |    |
| (1) | 背景               | 1  |
| (2) | 3つの基本理念          | 3  |
| 2   | 幼児教育・保育をめぐる現状    |    |
| (1) | 子どもを取り巻く状況       | 4  |
| (2) | 幼児教育・保育現場を取り巻く状況 | 7  |
| (3) | 西宮市を取り巻く状況       | 9  |
| 3   | 課題の整理と今後の検討項目    |    |
| (1) | 課題の整理            | 12 |
| (2) | 検討すべき項目          | 13 |
| 4   | 今後の検討について        | 14 |

# 1 検討のねらい

## (1) 背景

本市では、幼児教育・保育の充実に関する施策を効果的に推進していくため、平成22年(2010年)に「西宮市幼児期の教育・保育審議会」を設置し、同審議会から平成25年(2013年)に幼稚園と保育所、公立と私立の役割に関する事、適正配置を含む今後の保育サービスの提供に関する事など、6つの項目について答申を受けた。

この答申を踏まえ、平成30年(2018年)には「西宮市子ども・子育て支援プラン」や「西宮市立幼稚園のあり方II」を策定するなど、幼児教育・保育に関する取組を進めてきた。

しかしながら、答申から8年を経過し、本市の子どもや幼児教育・保育現場などを取り巻く環境は大きく変化している。

まず、本市の子どもを取り巻く環境では、保育需要の高まりから保育所待機児童の解消が依然として重要課題となっている。一方で、就学前児童数は減少し続けており、少子化を見据えた対策の検討が迫られている。

次に、幼児教育・保育現場を取り巻く環境では、支援を必要とする子どもの受け入れが増加するとともに、医療的ケアが必要な子どもの受入体制の整備が急務となっている。加えて、家庭環境の問題などから、子どもだけでなく保護者も一体となって支援が必要な家庭が増加しており、支援ニーズは増加するとともに多様化している。

最後に、行政を取り巻く環境では、現在、政府では「こども家庭庁」の設置をはじめ、各種の支援やサービスの充実に向けた議論が行われているが、厳しい社会経済状況の中でそれを実現していくためには、人材・予算等の経営資源を一層効率的・効果的に活用していくことが求められる。

このような幼児教育・保育をめぐる環境の変化と諸課題に適切に対応していくことは、一人ひとりの「子どもの育ち」にとって大切であるとともに、文教住宅都市を掲げる本市にとって、世代を超え、将来の社会の発展・強化にもつながる「未来への投資」というべき重要課題である。

時代の変化に対応しつつ、子どもの未来を育む西宮市として今後も発展していくためにも、これからの西宮市の幼児教育・保育のあり方を検討していくことが求められている。

そのため、本市ではこれらへの取組を重要行政課題に位置づけ、庁内の関係部局(政策局・こども支援局・教育委員会)で協議を行い、今後の検討の方向性についてのとりまとめを行った。

## 幼児教育・保育をめぐる本市のこれまでの主な取組

| 年度        | 幼児教育・保育共通   | 公立保育所  | 公立幼稚園   |
|-----------|---|--|---|
| 2005(H17) |   | 「保育サービスのあり方」<br>(西宮市社会福祉協議会答申)                             |   |
| 2006(H18) |   |  |   |
| 2007(H19) |   | 「西宮市立保育所<br>民間移管計画(案)」<br>朝日愛児館、今津文協保育所、<br>鳴尾北保育所を民間移管する。 |   |
| 2008(H20) |   |  | 「西宮市立幼稚園<br>のあり方」<br>(西宮市立幼稚園将来構想<br>検討委員会答申)   |
| 2009(H21) |   | 「西宮市保育所<br>待機児童解消計画」<br>待機児童対策を優先し、民間移管<br>対象園は当面存続。       | 「西宮市立幼稚園<br>教育振興プラン(案)」<br>・統廃合する(21園→15園)<br>・複数学級、3年保育の実施<br>※パブリックコメントで2万件を超える<br>意見が出され、結果、策定に至らず。<br>西宮市幼児期の教育・保育審議会への<br>諮問につながる。 |
| 2010(H22) |   |  |   |
| 2011(H23) |   |  |   |
| 2012(H24) |   |  |   |
| 2013(H25) | 「西宮市幼児期の<br>教育・保育審議会答申」<br>市内を13に分割し公立保育所、幼稚園<br>はそれぞれブロックごとに原則1か所<br>配置。 |  | ◇浜甲子園幼稚園 休園   |
| 2014(H26) |   |  | 「西宮市立幼稚園<br>のあり方について」<br>募集状況を踏まえ、入園希望者が<br>減少している園は、順次休園する。  |
| 2015(H27) | ◆子ども・子育て支援<br>新制度開始   |  |   |
| 2016(H28) | 「西宮市教育大綱」<br>(※初代)  |  |   |
| 2017(H29) | 「西宮市子ども・子育て<br>支援プラン」   |  | ◇今津幼稚園 休園   |
| 2018(H30) |   |  | 「西宮市立幼稚園<br>のあり方II」<br>当面は13園体制とする。<br>◇鳴尾北幼稚園 休園   |
| 2019(R1)  | ◆幼児教育・保育の<br>無償化開始  |  | ◇小松幼稚園 休園<br>◇名塩幼稚園 休園<br>◇高須西幼稚園 休園  |
| 2020(R2)  | 「西宮市教育大綱」(※改定)  |  | ◇瓦木幼稚園 休園<br>◇用海幼稚園 休園  |
| 2021(R3)  | 「西宮市幼児教育・保育<br>ビジョン」(※策定予定)   |  |   |

## (2) 3つの基本理念

施設種別や公私の違いを超えて、西宮の幼児教育・保育で大切にしたいことや、共通の思いを示した西宮市幼児教育・保育ビジョン（令和3年度（2021年度）中策定予定。以下「ビジョン」という。）は、公立・私立の幼稚園・保育所等（以下「公私幼保」という。）の代表者や学識経験者などが共同でまとめたものであり、本市全体で実現をめざすべき幼児教育・保育の考え方の基礎を示したものである。

### ビジョン冒頭（抜粋）部分

子どもは、自発的・能動的に環境とかかわりながら豊かな活動を展開していく存在です。

そして、それぞれ豊かな個性を有しており、家庭や地域の環境も多種多様である中、子ども一人ひとりが大切にされ、子どもの主体性や本来の力を十分に引き出して発揮できるよう育んでいく、「子ども中心の幼児教育・保育」の実現が最も重要です。

この考え方を実現していくためには、日々、幼児教育・保育に携わる公私幼保が重要な役割を担っており、本市はそれらの施設がより良い幼児教育・保育をめざすことができる環境を整えていく必要がある。

また、多様かつ新たな各種の支援ニーズにも対応し、全ての子どもたちに幼児教育・保育を提供していくためには、それぞれの施設だけでなく、様々な関係機関が切れ目なくつながり、施設種別や公私の違いを超えて、協力しながら、一体的に機能していくように「仕組み」を構築する必要がある。

また、その幼児教育・保育の仕組みは、社会全体で支えられ、将来にわたって維持される必要がある。

以上の観点から、「今後の西宮市幼児教育・保育のあり方」の検討にあたっては、次に掲げる「3つの基本理念」を基礎に置きながら進めていく。

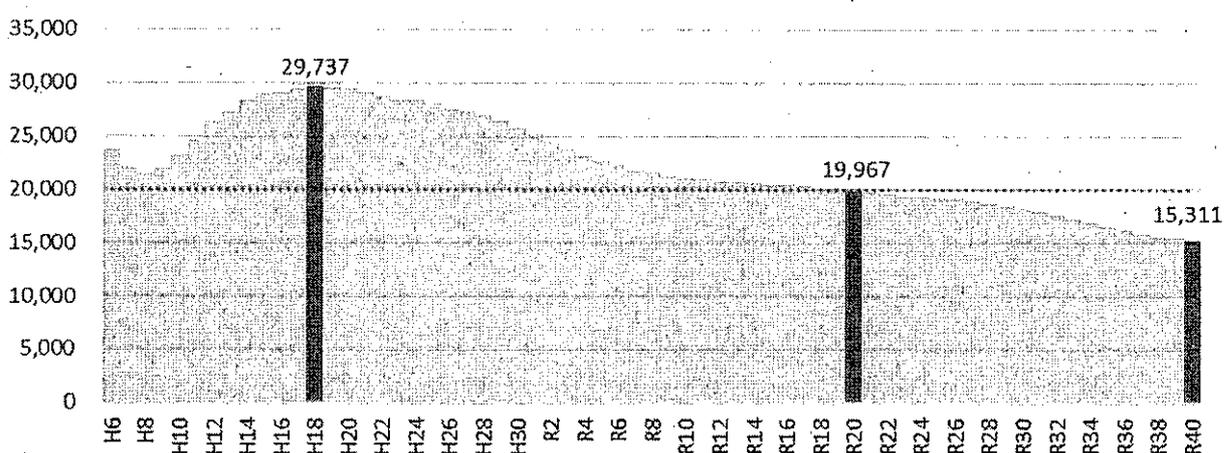
- ① 子ども中心
- ② 誰一人取り残さない
- ③ 中長期的に持続可能

## 2 幼児教育・保育をめぐる現状

### (1) 子どもを取り巻く状況

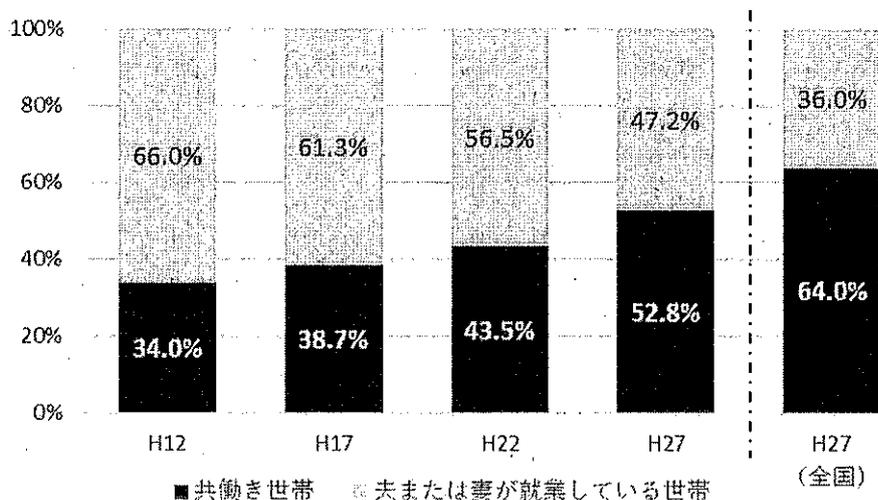
#### <就学前児童数の推移と将来予測>

本市の就学前児童数は、平成 18（2006）年の 29,737 人をピークに減少しており、第 5 次総合計画策定時の人口推計（平成 30（2018）年）を基に算出すると、令和 20（2038）年以降は 20,000 人を下回る予測となっている。



#### <子育て世帯の就業状況>

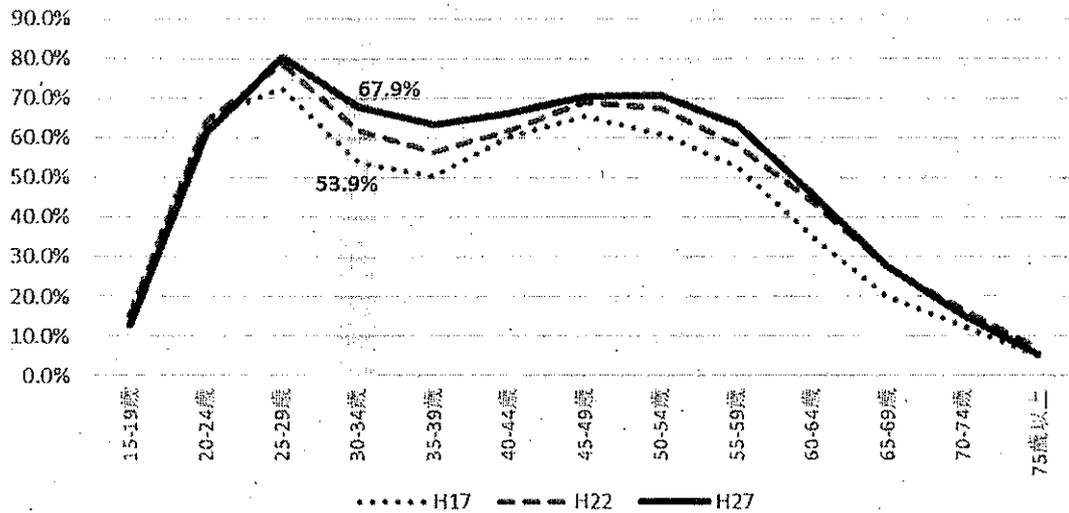
本市の子ども（18歳未満）のいる夫婦世帯の就業状況の推移をみると、共働き世帯の割合は年々増加傾向にあり、平成 27（2015）年度の国勢調査では 50%を越えているが、全国平均より低い状況にある。



資料：「国勢調査（夫婦ともに就業していない世帯を除く）」

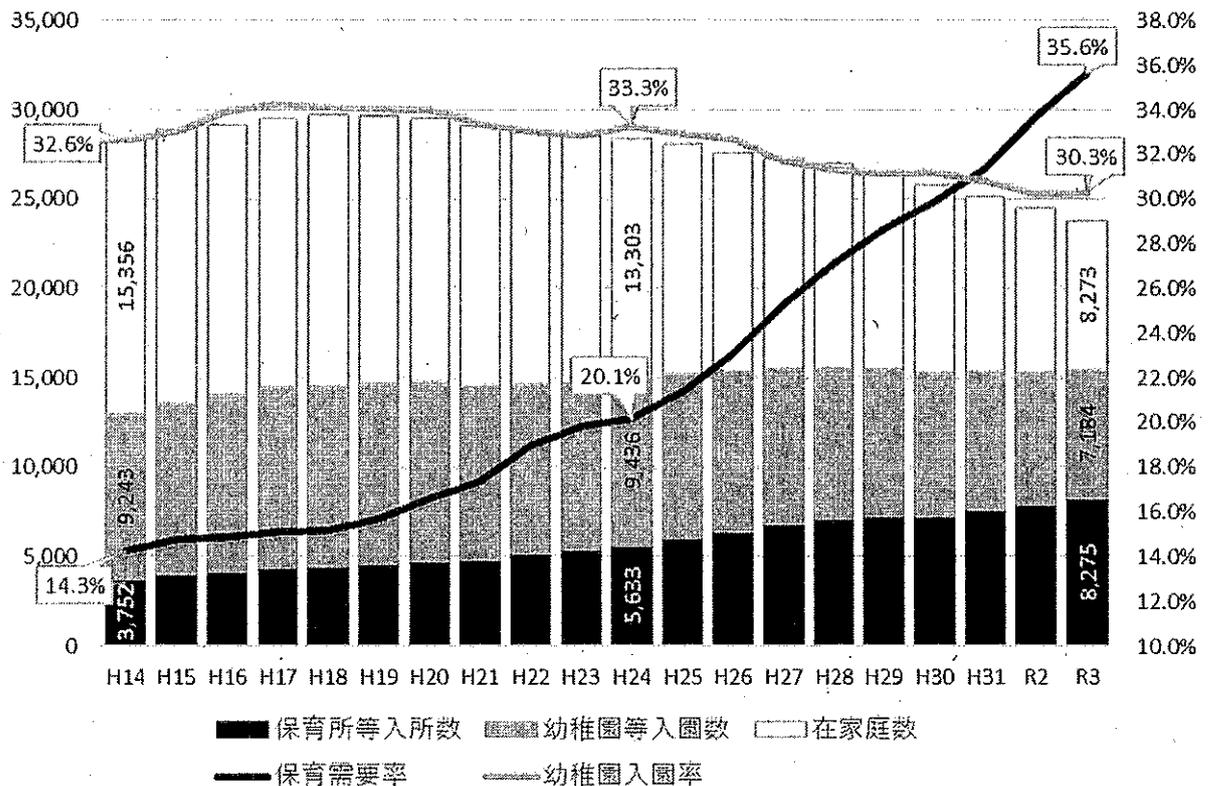
## <女性の就業率>

本市の女性の就業率は、平成 17 (2005) 年と比較し、平成 27 (2015) 年は、30～34 歳代で 14.0 ポイント上昇するなど、ほぼ全ての年齢層で年々上回っている。



## <保育需要率と幼稚園入園率の推移>

保育需要率は年々増加しており、令和 3 (2021) 年の保育所等入所数は平成 24 (2012) 年と比較して 47%増加している。一方、幼稚園入園率は減少傾向であり、令和 3 (2021) 年の幼稚園等入園数は平成 24 (2012) 年と比較して 24%減少している。

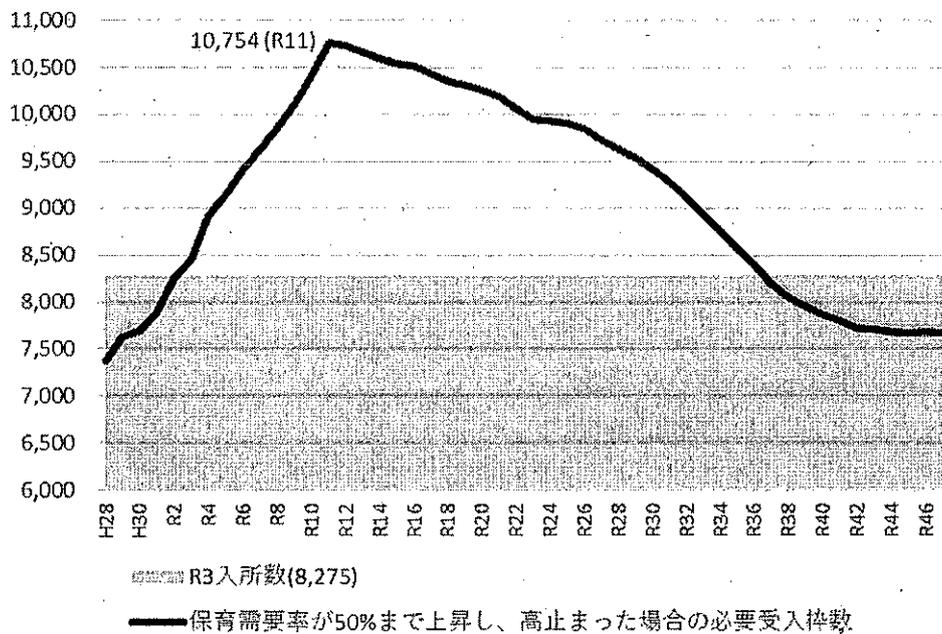


資料：保育所等入所数「こども支援局資料」(4/1 時点)、幼稚園等入園数「教育委員会資料」(5/1 時点)

### <今後の保育需要率の推移と必要な受入枠>

女性の就業率（25～44歳）と1、2歳児の保育需要率には正の相関があると言われており、共働き家庭が増加傾向にある本市では今後も保育需要は増加し、他市の状況を踏まえると、少なくとも50%（令和3（2021）年4月現在35.64%）に到達すると見込んでいる。

毎年、保育需要率は平均で1.7ポイント増加しており、この傾向が続き、仮に保育需要率が50%で高止まりした場合、必要な受入枠については令和11（2029）年にピークを迎え、緩やかに減少していくこととなる。

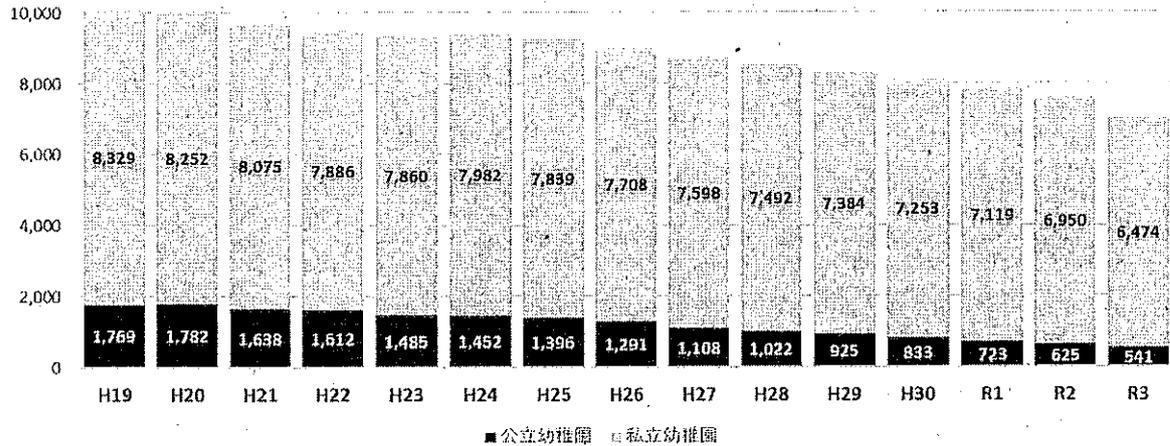


資料：「こども支援局」

## (2) 幼児教育・保育現場を取り巻く状況

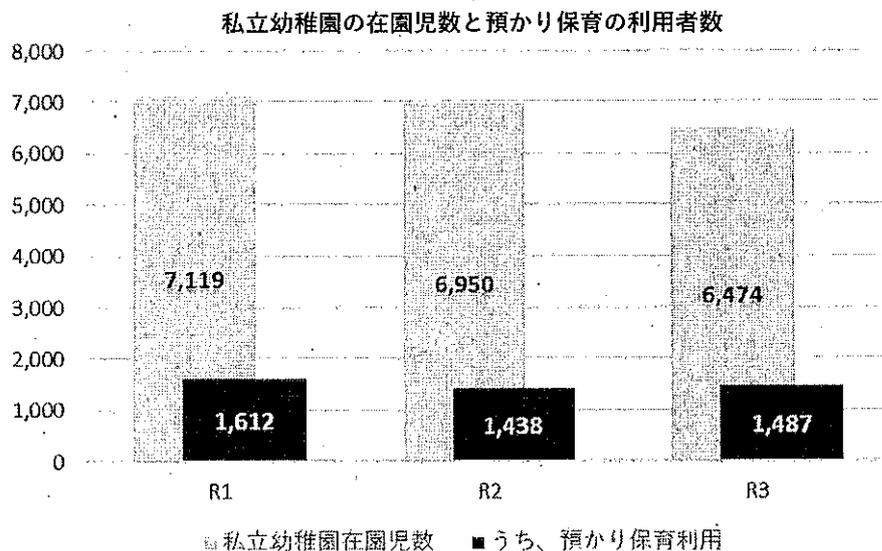
### <長時間ニーズの高まり>

幼稚園の在園者数は公立・私立とも減少傾向が続いており、公立幼稚園在園者数は平成 19 (2007) 年から令和 3 (2021) 年の間で 69% (1,228 人) 減少し、私立幼稚園在園者数は同じ期間で 22% (1,855 人) 減少している。



資料：「教育委員会」（各年 5/1 現在）

共働き家庭の増加や就労形態の多様化などにより、施設の種別を問わず、長時間保育のニーズが高まっている。また、私立幼稚園では、保育需要の高まりや幼児教育・保育の無償化の影響により、共働き世帯などで預かり保育を利用する園児は令和 3 (2021) 年時点で 1,487 人となっている。



(注) 私立幼稚園の在園児数は各年 5 月時点、  
預かり保育利用者数は令和元年は 10 月時点、令和 2・3 年は 4 月時点

また、令和元 (2019) 年 10 月に幼児教育・保育の無償化が開始され、利用者負担の点では、公私幼保の垣根が取り払われ、幼児教育・保育に対する保護者の選択肢が広がっている。

## <人材確保の課題>

幼児教育・保育の現場では、労働条件や業務負担などから、担い手が全国的に不足し、人材確保が大きな課題となっている。

特に保育士については、令和3（2021）年7月の有効求人倍率は2.29倍となっており、全職種平均の1.11倍と比べると、依然高い水準で推移している。

## <支援を必要とする子どもへの対応>

公私幼保ともに障害のある子どもの受入れ数が増加しているほか、子どもだけでなく、その家庭も含めた支援が必要なケースが増加している。

心身に関わるものとしては、発達や障害に関すること、アレルギー対応、医療的ケア<sup>1</sup>への対応など、専門性を要するケースも多い。

また、家庭的あるいは社会的な環境に関わるものとして、虐待や経済的な困窮、その他の理由で子育てに困難を抱える保護者や家庭への対応、様々な国籍や文化的・宗教的背景をもつ子どもに対する対応など、ソーシャルワーク的な支援を要するケースも多くなっている。

こうした支援を要する子どもに対し、通常の職員配置に加え、専門的・個別的支援を行う職員を配置しており、ニーズの高まりによる人材確保が課題となっている。

各施設における支援を必要とする園児数

|              | 園児数   | 特別支援又は<br>障害児保育 | 要保護児童     |
|--------------|-------|-----------------|-----------|
| 公立幼稚園        | 541   | 79（14.6%）       | 24（4.4%）  |
| 公立保育所        | 2,345 | 105（4.5%）       | 124（5.3%） |
| 私立幼稚園        | 5,549 | 不明（--）          | 75（1.4%）  |
| 私立保育所        | 2,222 |                 |           |
| 認定こども園(1号)   | 1,094 | 124（1.9%）       | 166（2.6%） |
| 認定こども園(2・3号) | 3,068 |                 |           |
| 地域型保育事業      | 640   | 2（0.3%）         | 21（3.3%）  |

(注) 公立幼稚園、私立幼稚園の児童数は令和3年5月1日現在。  
公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業の児童数は令和3年4月1日現在。  
公立幼稚園の障害児保育数は令和3年5月1日現在。  
公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業の障害児保育数は令和3年4月1日現在。  
要保護児童数は概数で、令和3年12月1日現在。

<sup>1</sup> 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療行為（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引など）を受けることが不可欠な児童を「医療的ケア児」という。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、同法では、地方公共団体はもちろんのこと、保育所や幼稚園等の設置者は、医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援を行う責務を有すると明記された。医療的ケアを行う看護師などの配置に加え、関係機関の連携体制や相談体制の整備など、医療的ケアが必要な児童の受入れに向けて支援体制を拡充していく必要がある。

### (3) 西宮市を取り巻く状況

#### <幼稚園・保育所等の利用状況>

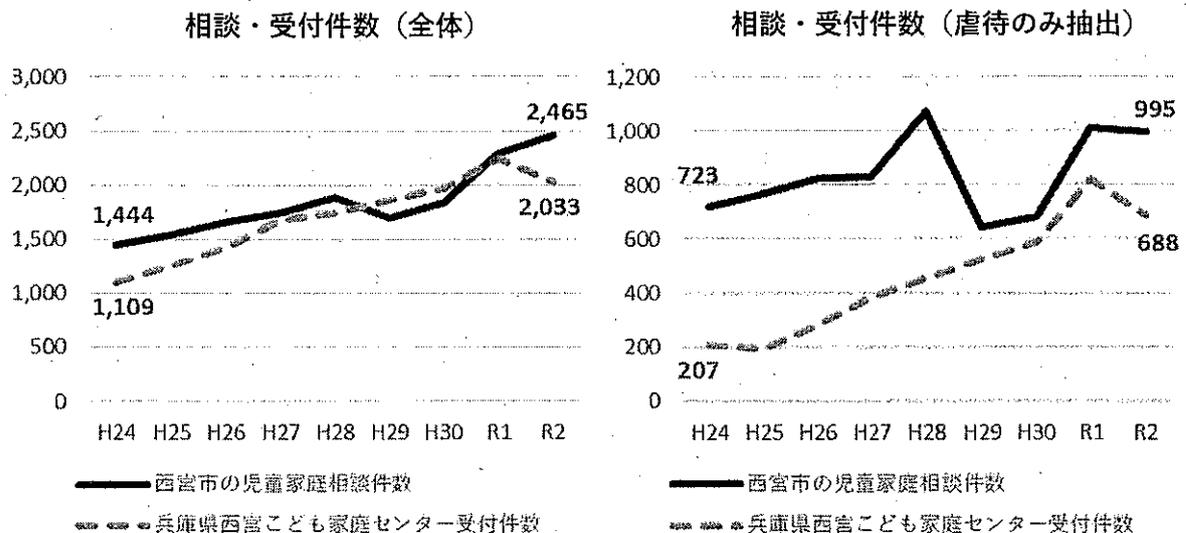
本市は文教住宅都市として発展してきた中で、幼児教育・保育については、私立園が多くを担ってきた経緯があり、現在も、施設を利用する児童の7割以上が、私立園を利用している。

公立園と私立園の比較（児童数）

| 種別      |               | 児童数    | 割合     |         |
|---------|---------------|--------|--------|---------|
| 公立      | 幼稚園           | 541    | 3.5%   | } 18.5% |
|         | 保育所           | 2,345  | 15.0%  |         |
| 私立      | 幼稚園           | 5,549  | 35.5%  | } 76.3% |
|         | 保育所           | 2,222  | 14.2%  |         |
|         | 認定こども園（1号）    | 1,094  | 7.0%   |         |
|         | 認定こども園（2号・3号） | 3,068  | 19.6%  |         |
| 地域型保育   |               | 640    | 4.1%   | 4.1%    |
| 保育所待機児童 |               | 182    | 1.2%   | 1.2%    |
| 合計      |               | 15,641 | 100.0% |         |

#### <児童虐待等、子どもの権利擁護に関わる相談の増加>

令和2（2020）年度の全国の児童虐待相談件数は初めて20万件を越え、本市においても児童家庭相談件数、虐待相談件数等は増加傾向にあり、兵庫県西宮こども家庭センターが受け付けている虐待相談件数も同様の傾向が認められる。



(注) 兵庫県西宮こども家庭センター受付件数は西宮市内分のみの件数

## <子ども家庭総合支援拠点の設置>

本市は、要支援児童や要保護児童を含む全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4(2022)年1月に設置する。

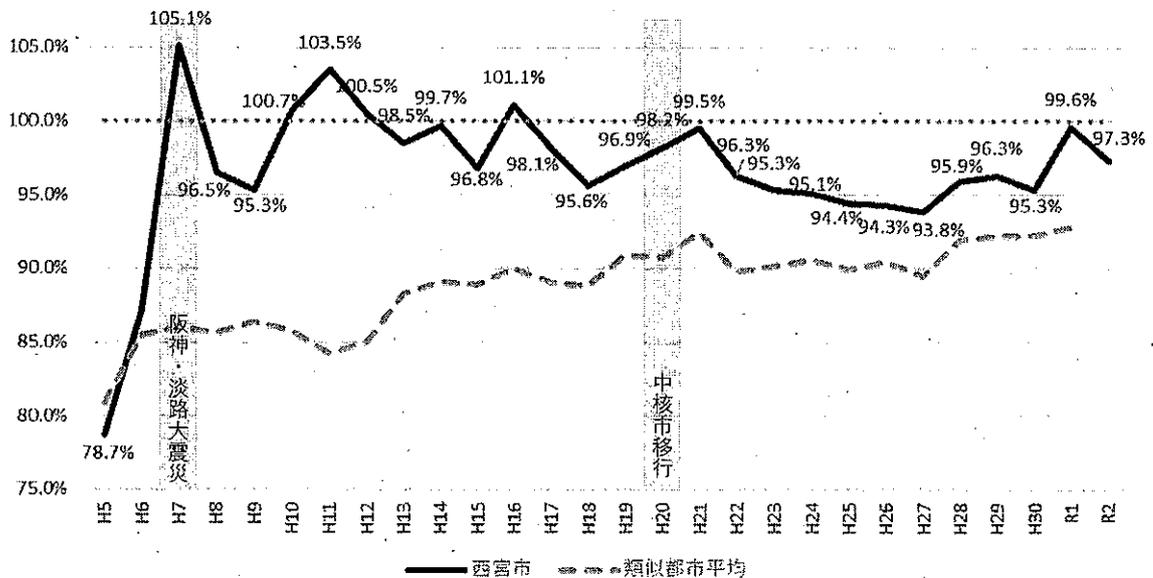
しかし、児童虐待等の相談件数は年々増加傾向にあり、「子ども家庭総合支援拠点」で対応すべき支援ニーズも今後増加が見込まれることから、十分な支援業務を担える体制の確保が必要である。

## <不透明な財政見通し>

本市の令和2(2020)年度決算は、臨時的な収入を除くと、実質的に赤字となっている。また、経常収支比率は97.3%と、類似都市と比較しても歳出総額に占める義務的経費の割合が高く、弾力性に欠けた財政構造になっている。

国が莫大な借金を抱える状況下で、地方交付税や交付金等が現行の水準で今後も維持されるかが懸念されることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の落ち込みからの回復には相当の時間が必要となることが見込まれるなど、今後の財政見通しは不透明な状況にある。

経常収支比率の推移



※経常収支比率は地方税や地方交付税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度人件費や扶助費、公債費等に充当されているかを示す指数で、100%に近づくほど、財政の弾力性が失われ、硬直化する。

### <持続可能な行政運営に向けた取組>

厳しい財政状況の中、複雑多様化し、増大し続ける行政需要や、新たな課題に対し、将来世代に負担を先送りすることなく対応していくために、限られた経営資源の適正配分や、民間活力の活用などによる効率的な事務執行体制の再構築に取り組んでいる。

また、公共施設の最適化による総量縮減や、維持管理・更新コストの削減など、公共施設マネジメントを着実に推進し、持続可能な財政基盤の確立への取組を進めていく必要がある。

### <こども家庭庁創設への動き>

令和3（2021）年12月に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくための司令塔として、「こども家庭庁」の創設を打ち出している。

子どもの発達支援や児童虐待への対応など、複雑多様化するこどもの諸課題に総合的に対処するこうした動き等は、本市の子ども支援施策を推進していくうえで、大きな関わりを有しており、注視していくとともに、必要に応じて本市の業務執行体制のあり方も検討していく必要がある。

### 3 課題の整理と今後の検討項目

#### (1) 課題の整理

前述「2 幼児教育・保育をめぐる現状」を踏まえ、本市が今後も質の高い幼児教育・保育のために対応すべき諸課題を整理する。

##### <子どもを取り巻く課題>

- ・保育需要の増加に応じた、施設の受入枠拡大対策とともに、少子化を見据えた施設の適正配置等の検討が必要。
- ・幼稚園に対する需要は長期的に減少傾向が継続しているが、幼稚園利用者においても長時間保育に対するニーズは高く、今後、保育の必要性のある幼児への対応についても検討が必要。

##### <幼児教育・保育の現場を取り巻く課題>

- ・幼稚園・保育所等における多様かつ新たなニーズに対応していくための担い手不足に対する対策の検討が必要。
- ・公私連携体制の構築、職員のさらなる資質向上に向けた取組など、公私を含め市全体としてのスキルを高めるための取組が必要。

##### <西宮市を取り巻く課題>

- ・今後の財政状況は不透明であるうえ、一層厳しさを増すことも考えられ、増加する行政需要や新たな課題等に対しては、限られた経営資源の適正配分や、民間活力の活用などの取組が必要。
- ・「未来への投資」たる幼児教育・保育施策を持続可能なものとしていくためにも、公立園を含めた市の役割の見直し、私立園との連携・協力の強化が不可欠。
- ・幼児教育に関する多様かつ新たなニーズへの対応など、今後必要となる支援策に対する財源確保や適切な人員配置の検討が必要。
- ・国における「こども家庭庁」創設の動き等を注視しつつ、本市でも幼児教育・保育担当部署の一元化も含めた見直しの検討が必要。

## (2) 検討すべき項目

(1) で整理した課題への対応に向けて、以下の検討を行っていく必要がある。

### ◆質の高い教育・保育の実現に向けた仕組みづくり

- ・「ビジョン」の理念に基づく、市全体の教育・保育の充実につながる公私幼保の枠を超えた連携と協力。
- ・公立園がこれまで蓄積した経験とノウハウを全市的に活用し得る仕組みとそれに沿った新たな市の役割等の構築。
- ・地域全体の教育・保育の質の向上とともに、地域子育て支援の充実、セーフティネット機能の強化。

### ◆多様な支援ニーズに対応し、全ての子どもを守る仕組みづくり

- ・本市が運営する幼児教育・保育に関する専門機関等の機能強化。
- ・子どもの権利擁護につながる相談・予防・支援などの機能強化。
- ・全ての子どもが切れ目なく支援され、成長できるような幼児教育・保育の連携・体制づくり。

### ◆社会全体として中長期的に維持できる仕組みづくり

- ・中長期的な教育・保育需要の見通しを踏まえ、今後必要となる受入枠に対し、保育所の整備に加え、幼稚園など既存施設の活用・連携も含めた確保策の検討及び将来的な施設の適正配置の検討。
- ・限られた経営資源を最大限に有効活用するための人員、予算、施設等の適正配分。

## 4 今後の検討について

「今後の西宮市幼児教育・保育のあり方」の検討にあたっては、公立園だけでなく、私立園も含め、中長期的な仕組みの持続可能性にも十分留意しながら、全市的な幼児教育・保育のあり方を検討していく必要がある。

また、公私幼保の関係者、学識経験者などを交えて協議した「ビジョン」においては、様々な形の「連携」の重要性が述べられている。これは子どもの教育・保育の充実、職員（保育者）の育成、就学後を見据えたサポートや、専門的な支援等など、幅広い局面で反映され、より良い教育・保育につなげたいという思いを示したものである。

そのためには、それぞれの施設（園）が、単独でこれらの取組を行うよりも、園同士、さらには専門機関や行政などと連携していくことで、園の運営にも一層資するとともに、「子ども中心」の、より良い幼児教育・保育につながるよう努めていく必要がある。

このような観点から、今後の検討にあたっては、学識経験者や幼児教育・保育関係者の意見も参考にしながら、本市としての考え方を整理し、令和4年度以降に、具体的な目標や実施計画に関する検討を進めていく。